

令和7年10月19日執行

八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙

立候補予定者説明会資料



八雲町選挙管理委員会

I 立候補の手続き	1
1 立候補の要件	1
2 立候補の届出	2
3 立候補届出に必要な書類	2
4 立候補届出書の記載上の注意事項	4
5 その他の届出書類の記載上の注意事項	6
II 事前運動の禁止	7
III 選挙運動	8
1 選挙運動の期間	8
2 選挙運動を禁止されている者	8
3 地位利用の選挙運動を禁止されている者	8
4 選挙事務所	8
5 休憩所等の禁止	9
6 選挙運動用の自動車と船舶	9
7 選挙運動用拡声機	11
8 戸別訪問の禁止	11
9 連呼行為の禁止	11
10 飲食物の提供の禁止	11
11 氣勢を張る行為の禁止	12
12 文書図画による選挙運動	12
13 回覧行為	13
14 選挙運動用ポスター	13
15 選挙運動用通常葉書	14
16 選挙運動用ビラ	15
17 新聞広告	16
18 選挙公報	16
19 個人演説会	17
20 街頭演説	19
21 インターネットを利用した選挙運動	20
22 氏名等掲示の掲載順序	20
IV 選挙運動費用	21
1 選挙運動に関する収入	21
2 選挙運動に関する支出	21
3 出納責任者	21
4 選挙運動員・労務者に対する実費弁償、報酬の支給	23
5 選挙運動費用の制限	25
6 選挙運動に関する収入・支出の報告書の提出と公表	25
V 寄附の禁止	26
VI 当選後の問題	28

I 立候補の手続き

1. 立候補の要件

(1) 選挙権・被選挙権

① 選挙権…年齢満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 か月以上本町の区域内に住所を有する者 (法第 9 条第 2 項)

② 被選挙権

町 長…年齢満 25 歳以上の日本国民であること。(法第 10 条第 1 項第 6 号)

町 議…年齢満 25 歳以上の日本国民で、引き続き 3 か月以上本町の区域内に住所を有する者 (法第 10 条第 1 項第 5 号)

(2) 選挙権・被選挙権を有しない者 (法第 11 条)

① 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

② 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。)

③ 公職にある間に犯した刑法第 197 条《収賄、受託収賄及び事前収賄》、第 197 条の 2《第三者供賄》、第 197 条の 3《加重収賄及び事後収賄》、第 197 条の 4《あっせん収賄》の罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条《公職者あっせん利得》の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

④ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

⑤ 法 252 条《選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止》に該当する者

(3) 立候補の制限

① 重複立候補の禁止 (法第 87 条第 1 項)

一の選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることができません。

② 選挙事務関係者の立候補制限 (法第 88 条)

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において当該選挙の公職の候補者となることができません。

③ 公務員の立候補制限 (法第 89 条)

国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法

人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き、候補者となることができません。これらの者が公職の候補者となったときは、その届出の日に公務員を辞したものとみなされます。

2. 立候補の届出（法第 86 条の 4）

- （1）立候補の届出に当たっては、その要件の一つでも落ち度があれば受理されず、また、誤って受理されても後に無効となるおそれがありますので、届出をする前に選挙管理委員会と相談し、「事前審査」を受けるようにしてください。

【事前審査の日時・場所】

日 時 10 月 9 日（木） 午前 9 時～午後 5 時
場 所 八雲町役場 第 1・2 会議室

- （2）立候補の届出は、「本人届出」と「推薦届出」がありますが、いずれも郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければなりません。

受付の順序は、事務の迅速化と公正を期すため、午前 8 時までに受付の場所に参集した方については、選挙長が行うくじで決定します。くじの対象とならなかった方は、くじで決定された最後の順序の方の次となります。2 人以上のときは到着順となります。（別紙 1 参照）

【立候補届出の受付日時・場所】

日 時 10 月 14 日（火） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
場 所 八雲町役場 議員控室

- （3）立候補の届出後、候補者が候補者を辞める場合は、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。なお、辞退は、立候補の届出日（10 月 14 日）の午後 5 時までであり、届出日以後の辞退はできません。

3. 立候補届出に必要な書類

- （1）本人届出の場合

- ① 届出書
- ② 供託証明書
- ③ 宣誓書
- ④ 所属党派（政治団体）証明書（※該当ある場合のみ）
- ⑤ 戸籍の謄本又は抄本（3 か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 通称認定申請書（※該当ある場合のみ）

(2) 推薦届出の場合

- ① 届出書
- ② 候補者推薦届出承諾書
- ③ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者）
- ④ 供託証明書
- ⑤ 宣誓書
- ⑥ 所属党派（政治団体）証明書（※該当ある場合のみ）
- ⑦ 戸籍の謄本又は抄本（3か月以内に発行されたもの）
- ⑧ 通称認定申請書（※該当ある場合のみ）

(3) その他の届出書類

- ① 選挙事務所設置届
- ② 出納責任者選任届
- ③ 報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に関する届出書
- ④ 選挙立会人となるべき者の届出書（※該当ある場合のみ）
- ⑤ 選挙立会人となるべき者の承諾書（※該当ある場合のみ）
- ⑥ 履歴書（1部）
- ⑦ ポスター（1枚）
- ⑧ 選挙運動用ビラ届出書（※該当ある場合のみ）
- ⑨ ビラ（※該当ある場合のみ 1枚）

(4) 公費負担関係書類

- ① 選挙運動用自動車の使用（※該当ある場合のみ）
 - (ア) 選挙運動用自動車使用契約届出書
 - (イ) 運送又は車両賃借契約書（写し）
 - (ウ) 燃料供給契約書（写し）
 - (エ) 運転契約書（写し）
 - (オ) 燃料代確認申請書
- ② 選挙運動用ビラの作成（※該当ある場合のみ）
 - (ア) 選挙運動用ビラ作成契約届出書
 - (イ) 作成契約書（写し）
 - (ウ) 作成枚数確認申請書
- ③ 選挙運動用ポスターの作成（※該当ある場合のみ）
 - (ア) 選挙運動用ポスター作成契約届出書
 - (イ) 作成契約書（写し）

(ウ) 作成枚数確認申請書

④ 選挙公報の発行 (※該当ある場合のみ)

(ア) 選挙公報掲載申請書

(イ) 掲載文 (※同じ内容で2通)

(ウ) 写真 (※希望者のみ2枚)

(5) その他

- ① 代理人が届出等を行う場合は、「立候補届出代理人証明書」及び代理人の本人確認書類が必要となります。

4. 立候補届出書の記載上の注意事項

(1) 本人届出の場合

① 届出書

(ア) 「候補者氏名」「本籍」「生年月日」欄は、戸籍謄本(抄本)により楷書で正確に記載してください。また、生年月日の「(満 歳)」は、選挙の期日(10月19日)現在の満年齢を記載してください。

(イ) 戸籍簿記載の氏名に対する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出ることは差し支えありません。

(例：濱→浜、澤→沢)

(ウ) 「党派」欄は、候補者届出書に添付する「所属党派(政治団体)証明書」に記載してある政党その他の政治団体の名称を記載してください。いずれの政党その他の政治団体にも属していなければ「無所属」と記載してください。

(エ) 「職業」欄はできる限り詳細に記載してください。また、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する八雲町と請負関係にある方については、その旨「職業」欄に記載してください。

※ 当選の告知を受けた日から5日以内にその請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ、当選を失います。

(オ) 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

◆ ホームページやブログ等のウェブサイトのほか、ソーシャル・ネットワーク・システム(SNS)も選挙運動に利用することができます。

《添付書類》

① 供託証明書

【町長】候補者一人につき、50 万円の現金又は国債証書をあらかじめ供託しなければなりません。

【町議】候補者一人につき、15 万円の現金又は国債証書をあらかじめ供託しなければなりません。

供託すべき者は、候補者本人が立候補の届出を行う場合は、候補者本人、推薦届出の場合は、推薦届出人が供託しなければなりません。

供託書（機械読み取りを行う専用のOCR用供託書）は法務局にありますので、必要事項を記載し提出すると、供託受理の押印をした供託書（正）と払込書が交付されますので、供託金と併せて日本銀行の代理店へ提出してください。代理店では受入れを証する押印をして返却しますので、必ず受け取ってください。この書類が「供託証明書」となります。

この他、法務局で供託手続きを行った後、郵便局のATMを使用して供託金を指定された口座に振り込む方法もありますので、詳しくは法務局に確認してください。

なお、供託は、選挙の期日の告示前でも受け付けますので、告示前に供託を済ませておくようにしてください。

② 宣誓書

候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること、また、他の選挙に重複して立候補していないことなどを誓う文書ですが、虚偽の宣誓をした者は処罰されますから注意を要します。

③ 所属党派（政治団体）証明書

政党又はその他の政治団体に所属する候補者のみ必要です。当該証明書の発行権者は、各政党等とも選挙の種類によって本部で定められておりますので、権限のない者がした証明書は、効力がないので誤りのないよう留意してください。

また、無所属として立候補する場合は、必要ありません。

④ 戸籍謄本又は抄本

謄本又は抄本は早めに準備しておいてください。（3か月以内発行のもの）

⑤ 通称認定申請書

（ア）本名をかな書きにする場合などに、申請が必要です。

（イ）選挙長に対して申請した呼称が戸籍上の氏名と異なる場合は、戸籍上の氏名に代わるものとして広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提出しなければなりません。

（ウ）（イ）の資料としては、公の機関が発行した書類、手紙、葉書等の信書、名刺、

その他の呼称として通用している実績を示すに足りるものです。

(2) 推薦届出の場合

- ① 八雲町長選挙候補者届出書又は八雲町議会議員選挙候補者届出書
上記(1)①(ア)～(オ)に準じて記載してください。

《添付書類》上記(1)の添付書類の他に、次の書類が必要です。

- ① 候補者推薦届出承諾書

候補者となろうとする方の承諾書を添付しなければなりません。

- ② 選挙人名簿登録証明書

推薦届出者が選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていることの証明書を添付しなければなりません。あらかじめ選挙管理委員会に請求し、交付を受けておくようにしてください。

5. その他の届出書類の記載上の注意事項

- ① 選挙事務所設置届

選挙事務所は、候補者1人につき1箇所設置することができますが、設置したときは「選挙事務所設置届」により選挙管理委員会へ直ちに届け出てください。設置者は、候補者又は推薦届出者ですが、推薦届出者が設置したときは、候補者からの「選挙事務所設置承諾書」を併せて提出してください。

選挙事務所を異動したときも、設置の場合と同様に届出が必要です。

- ② 出納責任者選任届

選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であり、候補者のための選挙運動費用は、出納責任者でなければ支出することはできません。

選任者は、候補者本人又は推薦届出者ですので、出納責任者を選任したときは、「出納責任者選任届」により選挙管理委員会へ直ちに届け出てください。

推薦届出者が出納責任者を選任したときは、候補者からの「承諾書」を併せて提出してください。

出納責任者に異動があったときも、選任の場合と同様に届出が必要です。

- ③ 報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に関する届出書

選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対して報酬を支給する場合には、使用する前にあらかじめ選挙管理委員会へ届け出てください。

④ 選挙立会人となるべき者の届出書

候補者は、選挙区内の選挙人名簿に登録されている者1人を選挙立会人として届け出ることができます。届出は、「選挙立会人となるべき者の届出書」に「選挙立会人となるべき者の承諾書」を添えて、選挙の期日前3日（10月16日）の午後5時までに、選挙長に届け出てください。

届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超える場合及び同一の政党等に属する候補者に係る者が3人以上となった場合には、選挙長がくじで定めた者をもって選挙立会人とします。（別紙2参照）

II 事前運動の禁止

1. 事前運動とは

公職選挙法では、立候補の届け出をした日からでなければ選挙運動をすることができず、届出前に選挙運動をすること、いわゆる事前運動を禁止しています。

選挙運動とは、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得又は得しめるために、③選挙人に働きかける行為をいいます。（選挙運動の3要素）

選挙運動の基本的な要素は、特定の候補者に投票を得又は得しめるための能動的行為をいいます。「投票を得又は得しめるため」といっても必ずしも「誰々に投票してください」というような明瞭な行為に限らず、単に特定人の名前を選挙人に知らせるような行為でも、そのような目的でなされる以上、選挙運動となり得ます。ただし、次のような、立候補及び選挙運動のための準備行為は、認められています。

《準備行為として許されるもの》

立候補届出前の一切の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されていますが、選挙運動と区別される立候補届出前の準備行為は、瀬踏行為（自己に対する選挙人の指示状況をあらかじめ調査する行為）と同様、概ね次のようなものについて行うことができます。

- ① 政党等の公認を求める行為
- ② 選挙事務所借入れの内交渉
- ③ 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
- ④ 労務者の雇入れの内交渉
- ⑤ 個人演説会場借入れの内交渉
- ⑥ 選挙演説を依頼するための内交渉
- ⑦ 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉
- ⑧ 自動車、船舶及び拡声機の借入れの内交渉

⑨ 立札、看板、ポスター等の作製

⑩ 選挙運動資金の調達

以上のような準備行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、そのこと自体が直ちに投票を獲得することを目的としないから、選挙運動とはいえません。ただし、これらの行為が併せて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となります。

Ⅲ 選挙運動

1. 選挙運動の期間

立候補の届出の日（10月14日）から投票日の前日（10月18日）まで。立候補届出の日であっても、選挙長に届出を受理されるまでは選挙運動をすることができません。

2. 選挙運動を禁止されている者

- （1）投票管理者、開票管理者及び選挙長
- （2）特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、公安委員会の委員、会計検査官、徴税吏員）
- （3）一般職の国家公務員
- （4）一般職の地方公務員（所管区域内において禁止）
- （5）未成年者（単に労務に使用する場合を除く。）
- （6）選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

3. 地位利用の選挙運動を禁止されている者

- （1）国又は地方公共団体のすべての公務員（一般職・特別職、常勤・非常勤を問わず。）
- （2）独立行政法人、公団、公庫の役員及び職員
- （3）教育者（学校教育法による学校の長及び教員）
- （4）不在者投票管理者（病院長、施設長等）

4. 選挙事務所

- （1）設置数及び設置期間

選挙事務所は、候補者1人について1箇所限り、立候補届出受理後から選挙期日まで設置できます。ただし、選挙期日においては、投票所を設けた場所の入口から直線で300m以内にある選挙事務所は閉鎖するか又は300m以外の区域に移転しなければなりません。

(2) 設置者

選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは代表者）でなければ設置できません。設置したときは、「選挙事務所設置届」により直ちに選挙管理委員会へ届け出てください。

また、選挙事務所を設置した後に異動（閉鎖）したときも「選挙事務所異動届」により届け出てください。

(3) 選挙事務所の表示

選挙事務所には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。

① 規 格

- ・ポスター、立札、看板の類は、縦 350 cm 横 100 cm以内
- ・ちょうちんの類は、高さ 85 cm 直径 45 cm以内

② 数 量

- ・ポスター、立札、看板の類は、合計 3 以内
- ・ちょうちんの類は、1 個

③ 記載内容

選挙事務所を表示するものでなければなりません。

5. 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。

6. 選挙運動用の自動車と船舶

(1) 使用できる台数及び車種

使用できる台数は、候補者 1 人について自動車 1 台又は船舶 1 隻に限られ、両方を同時に使用することはできません。使用できる車種は、次のとおりです。

- ① 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車
- ② 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの
- ③ 乗車定員 10 人以下の乗用自動車（①及び②に該当しないもの）
- ④ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

(2) 自動車に掲示することができる文書図画

自動車には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。

① 規 格

- ・ポスター、立札、看板の類は、縦 273 cm 横 73 cm以内

- ・ちょうちんの類は、高さ 85 cm 直径 45 cm以内

② 数 量

- ・ポスター、立札、看板の類の数の制限はありません。
- ・ちょうちんの類は、1 個

③ 記載内容

制限はありません。

(3) 選挙運動用自動車の表示

選挙運動用自動車には、立候補届出の際、選挙管理委員会から交付される表示板をその前面の見やすい箇所に取り付けなければなりません。

(4) 選挙運動用自動車に掲示する文書図画の掲示の注意

選挙運動用自動車に看板等の文書図画を掲示する際、その取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、取付けに当たっては所管の警察署の指示を受けることが適当です。

なお、看板等の規格について事前審査を行うこととしておりますので、自動車に取り付けた看板等が見えないように覆いをして移動してください。

① 事前審査の日時・場所

10 月 9 日（木）午前 9 時～午後 5 時 八雲町役場庁舎裏駐車場（通用口前）

② 設備外積載許可申請

看板を積載した状態で車両を運行する日までに許可証が交付されるよう出発地を管轄する警察署において必要な手続きを行ってください。

(5) 乗車（船）できる人数

- ① 候補者、運転手（1 人に限る。）のほか運動員 4 人以内。従って最高 6 人まで乗れますが、道路交通法による乗車定員を超えることはできませんので、注意してください。

- ② 運動員は、立候補届出の際、選挙管理委員会から交付される乗車（船）用腕章を着けなければなりません。

(6) 自動車の使用に要する費用の公費負担

選挙運動用自動車の使用にかかる費用について、選挙管理委員会へ届出をすると一定の額の範囲内で公費負担されます。ただし、供託物没収者については公費負担されないで、その経費は自己負担となります。詳しくは選挙公営の手引きを参照してください。

7. 選挙運動用拡声機

- (1) 使用できる拡声機の数、一そろい（通常マイク 1 個とスピーカー 1 個及びこれに必要な増幅装置をいう。）
- (2) この拡声機には、立候補届出の際、選挙管理委員会から交付される表示板を拡声機の見やすい箇所に取り付けておかなければなりません。
- (3) この他、個人演説会の開催中、その会場では別に一そろい使うことができます。この場合、拡声機には表示する必要はありません。

8. 戸別訪問の禁止

何人も選挙に関し、投票を得又は得させないために戸別訪問することはできません。戸別訪問とは、連続して 2 戸以上を訪問することですが、1 戸しか訪問しない場合であっても 2 戸以上訪問する目的をもっていた場合は、戸別訪問になります。このことは、選挙運動の期間前であっても期間中であっても禁止されています。

なお、個々面接は、選挙期間中においては禁止されていません。個々面接とは、道路や商店などでたまたま出会った知人に投票の依頼をすることですが、告示前に行えば事前運動となります。

9. 連呼行為の禁止

- (1) 何人も選挙運動のため連呼行為をすることはできません。ただし、個人演説会場、街頭演説の場所である場合のほか、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上ですることができます。
- (2) 街頭演説の場所において、演説の前後又は合間に連呼することはできますが、街頭演説を行わないで次から次へ連呼していくことは禁止されています。また、停止している車上から街頭演説をする場合は、車上から連呼することはできますが、連呼できる者は、街頭演説用の腕章か乗車用の腕章を着けていなければなりません。
- (3) 連呼行為は、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、病院や診療所などの療養施設では禁止されています。
- (4) 連呼行為をする者は、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏を保つよう努めなければなりません。

10. 飲食物の提供の禁止

- (1) 何人も選挙運動に関し、いかなる名義のものであっても飲食物を提供することはできません。ただし、次のものは認められています。

① 湯茶及び菓子の提供

湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子、いわゆる「お茶うけ」程度のものや、

果物等は提供できます。（高価な菓子等は含まれない。）

② 選挙事務所における弁当の提供

立候補届出後から選挙期日の前日までの間に、運動員と労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものに限り提供できます。

弁当の価格は、1食につき 1,500 円以内 1日につき 4,500 円以内

弁当の数は、225 食 （候補者 1 人当たり 45 食×5 日間）

※ 225 食の範囲内であれば5 日間にどのような配分によって提供してもよい。

③ 労務者に対して弁当を提供した場合は、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。

11. 氣勢を張る行為の禁止

何人も選挙運動に関し、選挙人の耳目を集めるために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来するなどの氣勢を張る行為は禁止されています。

12. 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動は、「頒布^{はんぷ}」と「掲示」に分けられます。

(1) 頒 布

頒布できるものは、「選挙運動用通常葉書」と「選挙運動用ビラ」に限られ、これ以外の文書図画は頒布できません。

(2) 掲 示

掲示できるものは、次のものだけであり、この他は一切掲示できません。

- ① 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- ② 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- ③ 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- ④ 個人演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- ⑤ 選挙運動用ポスター

※ 候補者が使用するたすきについては、候補者が着用している限り、数、規格、記載内容に制限はありません。（たすきは、各自用意してください。）

※ ネオンサインや電光による表示は禁止されていますが、選挙事務所の看板

等を照らす照明は、通常のものであれば差し支えありません。

13. 回覧行為

選挙運動のため、回覧板その他の文書図画又は看板の類を多数の者に回覧させる行為は禁止されています。ただし、選挙運動用自動車又は船舶に看板等を取り付けたまま走行することや、候補者がたすきの類を着用したまま行動することは許されています。

14. 選挙運動用ポスター

候補者が選挙運動用ポスターを掲示することができるポスター掲示場は、選挙管理委員会が設置する掲示場に限られ、それ以外には一切掲示することはできません。

(1) ポスター掲示場の設置場所及び設置数

ポスター掲示場の数は、53 箇所です。設置場所については、別添の「ポスター掲示場設置箇所一覧及び位置図」のとおりです。

(2) 掲示できるポスター

掲示できるポスターの大きさは、長さ 42 cm、幅 30 cm 以内。この規格内であれば、形はどのように用いてもかまいません。このポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）が記載又は印刷されていなければなりません。

この他にポスターの記載内容については、制限がないので個人演説会の告知や直接投票依頼の文言等を記載することができます。ただし、虚偽事項等を記載することは認められていません。

なお、選挙運動用ポスターは、公営のポスター掲示場にしか掲示できないため証紙や検印は必要ありませんが、ポスターの規格や記載事項の確認のため、立候補届出の事前審査（10 月 9 日）の際に、1 枚提出してください。

(3) ポスターを掲示することができる期間

ポスター掲示場にポスターを掲示できる期間は、選挙期日の告示日（10 月 14 日の立候補届出受理後）からできます。選挙期日当日は、そのまま掲示しておいて差し支えありません。

(4) ポスターの掲示方法

ポスター掲示板のそれぞれの区画に番号が表示してあるので、候補者は、立候補届出番号と同一の番号が表示された区画に掲示してください。

(5) ポスター作成費の公費負担

選挙運動用ポスターの作成にかかる費用について、選挙管理委員会へ届出をする
と一定の額の範囲内で公費負担されます。ただし、供託物没収者については公費負
担されないで、その経費は自己負担となります。詳しくは選挙公営の手引きを参
照してください。

なお、ポスターの作成に要した費用は、公費で負担された金額を含め、作成費の
総額を選挙運動費用に算入しなければならないので、選挙運動費用収支報告書にも
記載が必要になります。

15. 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために通常葉書を頒布できます。候補者 1 人につき頒布できる枚数は、
次のとおりです。

- ・【町長選挙】 2,500 枚まで
- ・【町議選挙】 800 枚まで

(1) 選挙運動用通常葉書の交付

候補者は、立候補届出の際に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用
証明書」を、選挙運動期間中に指定の郵便局（日本郵便株式会社八雲郵便局）に
提示して、選挙用の表示がしてある通常葉書の交付を無料で受けることができます。

この場合、受領書を提出しなければなりません。

(2) 手持ちの私製葉書又は官製葉書の使用

手持ちの私製葉書を立候補の前にあらかじめ印刷しておくことはできますが、立
候補届出後に「候補者用通常葉書使用証明書」を指定の郵便局（日本郵便株式会
社八雲郵便局）に提示し、選挙用の表示をしてもらわなければなりません。

なお、手持ちの官製葉書にあらかじめ印刷しておいてこれを差し出すこともで
きますが、官製葉書を購入した費用は自己の負担となるので注意してください。

(3) 選挙運動用通常葉書の発送

選挙運動用通常葉書は、配達事務を取り扱う郵便局（日本郵便株式会社八雲郵便
局）の窓口差し出さなければなりません。差し出す場合は、立候補届出の際に選
挙長から交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えなければなりません。

また、ポストに投函したり、郵便によらず使送したり、路上等で選挙人に手渡
すなどの方法で配布することはできません。

(4) 選挙運動用通常葉書の記載内容

記載内容についての制限はありません。従って、政見、投票依頼を記載しても差

し支えません。ただし、虚偽事項、利害誘導等の犯罪を構成する場合は、それぞれの法令により処罰されます。

16. 選挙運動用ビラ

ビラの記載内容については、制限がないので、個人演説会の告知のほか、直接投票依頼の文言も記載することができます。ただし、虚偽事項や利害誘導等の罰則にふれるようなことは記載できません。また、選挙管理委員会から交付を受けた証紙を1枚1枚貼らなければ頒布できませんので、あらかじめ届出が必要となります。

(1) 種類及び枚数

ビラは2種類以内で、候補者1人につき頒布できる枚数は、次のとおりです。

- ・【町長選挙】 5,000枚まで
- ・【町議選挙】 1,600枚まで

(2) ビラの規格

ビラの大きさは長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4判）以内です。色刷りについては制限がなく、紙質についても特段制限はありません。

(3) ビラの記載事項

ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載しなければなりません。

(4) 頒布方法

新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内及び街頭演説の場所における頒布に限られています。

(5) ビラ作成費の公費負担

選挙運動用ビラの作成にかかる費用について、選挙管理委員会へ届出をすると一定の額の範囲内で公費負担されます。ただし、供託物没収者については公費負担されないで、その経費は自己負担となります。詳しくは選挙公営の手引きを参照してください。

なお、ビラの作成に要した費用は、公費で負担された金額を含め、作成費の総額を選挙運動費用に算入しなければならないので、選挙運動費用収支報告書にも記載が必要になります。

17. 新聞広告

(1) 新聞広告の回数

候補者は、選挙運動期間中、2回に限り新聞広告をすることができます。この場合、同じ新聞に2回掲載することもできますし、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

(2) 広告のスペース・内容

横9.6cm、縦2段組以内で、その場所は記事下に限られ、色刷りは認められていません。また、内容は自由であり、政見や写真を入れたりすることも差し支えありません。

(3) 掲載の手続き等

新聞広告をしようとする候補者は、立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」に広告原稿を添えて、希望する新聞社に提出しなければなりません。

また、新聞広告のできる期間は、選挙期日の前日までであり、選挙期日の新聞に掲載されるよう申込みをすることはできません。

なお、新聞広告の費用は、候補者の負担であり、選挙運動用費用に計上してください。

18. 選挙公報

「八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」により、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行します。発行は選挙管理委員会が行い、投票日の前日までに新聞折込による配布の他、選挙人が自由に持ち帰れるように町内の各施設へ配置することとしています。また、候補者数が定数を超えない場合は発行を中止します。

(1) 掲載の申請

選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする場合は、選挙期日の告示日（10月14日）の午後5時までに、選挙公報掲載申請書に同じ内容の掲載文2通を添えて申請しなければなりません。

また、写真の掲載は任意となっており、写真の掲載を希望される場合は、申請の際に写真2枚を提出してください。

(2) 掲載文の内容

掲載文には、氏名、経歴、政見等を記載いただけますが、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なうようなものは掲載できません。

また、次のような制限がありますので、ご確認のうえ作成願います。

- ① 選挙管理委員会が指定する専用の原稿用紙を使用。
- ② 掲載文は、黒色の色素により記載し、かつ、色の濃淡がないものとしてください。
- ③ 原稿用紙の氏名欄には候補者の氏名（通称認定を受けた場合はその通称）の他、氏名のふりがな、年齢及び所属党派を記載することができます。
- ④ 掲載文欄は、通常使用する文字、句読点、括弧、記号、符号、線等及び図、イラスト類をもって記載する必要があります。（氏名欄には、通常使用する文字以外は使用することができません。）
- ⑤ 掲載文欄に記載された図、イラスト類の合計面積は、掲載文欄の面積のおおむね $1/2$ を超えることはできません。

（３）写真（希望者のみ）

- ① 選挙の期日前 6 箇月以内に撮影したもので、無帽、無背景、上三分身のものです。
- ② 大きさは、縦 10.9cm、横 8.2cm（手札型）。
- ③ 写真の裏面に氏名を記載してください。
- ④ 原稿用紙の写真欄には貼らずに提出してください。

（４）掲載文の修正・撤回

掲載申請書を提出後に修正や撤回を行う場合は、選挙期日の告示日の午後 5 時までに申請書を提出しなければなりません。

（５）選挙公報への掲載方法

選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま黒色で印刷します。また、掲載の順序は、立候補届出期間経過後に選挙管理委員会が行うくじにより決定します。（別紙 3 参照）

19. 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、投票依頼等選挙運動のために、候補者本人が開催する演説会です。

（１）開催回数等

個人演説会の開催回数に制限はありません。また、個人演説会では候補者はもちろん候補者以外の者が演説したり、候補者が録音したテープレコーダー等で演説をすることもできます。

(2) 個人演説会の施設

個人演説会は、公営施設を使用するものと公営施設以外の施設を使用する場合があります。

(3) 公営施設使用の個人演説会

公営施設とは、学校、公民館、選挙管理委員会が指定する施設（別紙4参照）であり、この施設の使用は、候補者1人について、同一施設ごとに1回を限り無料です。2回目からは有料となります。

(4) 公営施設以外の施設使用の個人演説会

その他の施設とは、例えば、個人の居宅、寺院、神社等です。

(5) 個人演説会の開催手続き

① 公営施設使用の場合

候補者は、公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合は、開催日の2日前までに、「個人演説会開催申出書」により選挙管理委員会へ申し出てください。他の行事や、他の候補者からの申し出と競合することがなければ、選挙管理委員会から使用許可の通知をします。

なお、投票所に使用される公営施設では、選挙期日の前日は準備のために使用できないことがありますので了承願います。

② 公営施設以外の施設使用の場合

候補者は、公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合は、施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、選挙管理委員会への申出は不要です。

(6) 個人演説会の周知方法

個人演説会の開催の周知は、候補者が行いますが、選挙運動用ポスターや選挙運動用ビラ、選挙運動用通常葉書、インターネット等を利用して行うことや、街頭演説等の機会を利用して口頭で選挙人に周知することもできます。ただし、戸別に周知する行為は、戸別訪問とみなされます。

(7) 個人演説会場で掲示できる文書図画

① 会場内

- | | | |
|---------------------|---|----------------|
| (ア) ポスター、立札、看板の類 | … | 規格・数の制限なし |
| (イ) ちょうちん | … | 会場の中か外のいずれかに1個 |
| 高さ 85 cm、直径 45 cm以内 | | |

② 会場外

(ア) ポスター、立札、看板の類 …… 通じて2個
縦273 cm、横73 cm以内

(イ) ちょうちん …… 会場の中か外のいずれかに1個

※ 上記のものには、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載してください。

(8) 個人演説会場で頒布できる文書図画

個人演説会場内では、選挙用運動用ビラを頒布することができます。

20. 街頭演説

街頭演説とは、街頭又は公園や空地等で多数の人に向かってする選挙運動のための演説で、屋内から街頭に向かって行う演説も含まれます。

(1) 街頭演説の仕方

街頭演説を行うには、選挙管理委員会が交付する「標旗」を掲げなければなりません。また、街頭演説は必ずその場所に止まって行わなければならない、道路を歩行しながらの演説や、走行する車上からの演説（流し演説）は禁止されています。

（※走行中の車上からの連呼行為は認められています。）

(2) 特定の建物及び施設での演説・連呼行為の禁止

- ① 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物の中では選挙運動のための演説及び連呼行為は禁止されています。（公営住宅、公営施設使用の個人演説会を除く。）
- ② 汽車、バス等の交通機関の中や停車場等の鉄道地内での演説及び連呼行為は禁止されています。
- ③ 病院、診療所その他の療養施設では、建物の中はもとよりその構内の前庭等でも演説及び連呼行為は禁止されています。

(3) 街頭演説ができる時間と演説者の責務

午前8時から午後8時までの間に限ってすることができます。また、街頭演説を行う者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保つようにしなければなりません。

(4) 腕章の着用

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人までで、

選挙管理委員会が交付する「腕章」を必ず着用しなければなりません。この場合、選挙運動用自動車又は船舶に乗車（船）できる者が着用する「乗車（船）用腕章」をそのまま街頭演説用腕章として使用することができます。（※街頭演説用腕章は11枚交付されます。）

21. インターネットを利用した選挙運動

- （１）有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、旧ツイッターXやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用して選挙の告示日から投票日の前日までの期間、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができます。

なお、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

- （２）候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能です。

- （３）表示義務

ウェブサイト等を利用して文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報が受信側の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにする必要があります。

※ 詳細は、別添「インターネット選挙運動チラシ」、「ネット選挙はわかりガイド」のほか、総務省ホームページを参照。（[ネット選挙運動総務省](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html) [検索](#)）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

22. 氏名等掲示の掲載順序

- （１）投票所内の投票を記載する場所及び期日前投票所又は選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票所の投票を記載する場所内の適当な箇所に、候補者の氏名と党派の掲示が行われます。
- （２）候補者氏名等の掲示の掲載順序は、立候補届出期間経過後に、選挙管理委員会がくじで定める順序によります。（別紙５参照）

IV 選挙運動費用

1. 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束」をいいます。

金銭の収受だけでなく、物品その他の財産的価値のある物の収受あるいはそれらものを利用する利益の享受も収入になります。例えば、選挙運動用事務所に使用する建物や拡声機等を無料で借りた場合には、その借上料に相当する額が収入（寄附）となり、支出にも計上する必要があります。

※ 寄附については、その寄附者の氏名を記入しなければなりません。

2. 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束」をいいます。

選挙運動に関する支出は、選挙運動期間中の支出だけでなく、例えば、選挙事務所を設置するにあたり、あらかじめ電話等の架設工事を行ったものや選挙運動用ポスターの印刷に支出したものも計上しなければなりません。

3. 出納責任者

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支について一切の権限を負うべき人で、費用面について全面的な責任と権限を持っています。

（1）出納責任者の選任・解任・辞任

立候補の届出をした者は、出納責任者1人を選任し、直ちに選挙管理委員会へ届け出なければなりません。解任又は辞任したときも同様に届出が必要となります。

出納責任者は、一般的には候補者が選任しますが、候補者が自ら出納責任者になることもできます。また、推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは候補者の承諾を得て自ら出納責任者になることもできます。

なお、自らが出納責任者となった場合を除き、その選任者は文書で出納責任者が支出できる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印をしなければなりません。

（2）出納責任者の職務

① 出納責任者は、会計帳簿（収入簿及び支出簿）を作成して備え付け、選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載してください。

- ② 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用とされ、出納責任者は就任後直ちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

- ③ 出納責任者以外の者が選挙運動に関する寄附を受けた場合は、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに、出納責任者に明細書を提出しなければなりません。

- ④ 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書を受け取っておかなければなりません。ただし、社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴しなくてもよいことになっています。

（3）会計帳簿の記載

① 収入簿

選挙運動に関するすべての寄附、その他の収入。

② 支出簿

選挙運動に関するすべての支出は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目に分けて記載し、さらに各科目について、「人件費」「家屋費」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「休泊費」「雑費」の10種類の費用に分けて記載しなければなりません。

（ア）人件費

労務者、事務員、車上等運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

（イ）家屋費

選挙事務所費…選挙事務所借上料、机・いす等の備品の借上料、電話架設料
集合会場費 …個人演説会場借上料

（ウ）通信費

電話機の借上料、通話料、事務連絡用の電報、封書の郵送料、葉書、切手

（エ）交通費

運動員、労務者、事務員のバス、タクシー代等

※ 候補者本人の交通費は、原則として選挙運動費用とみなされません。

※ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動費用とみなされません。

「使用するために要した費用」…借上料、燃料代、タイヤ代、オイル代、修繕代、運転手の雇料、食事代等

(オ) 印刷費

ポスター、ビラ、葉書等の印刷代

(カ) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用

(キ) 文具費

紙、筆記用具、その他選挙事務所で使用する消耗品代

(ク) 食糧費

選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代の他、労務者、運動員、事務員、車上等運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者、要約筆者に対する弁当代

(ケ) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用

(コ) 雑費

ガス代、灯油代、電気代、水道代等

※ なお、次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされませんので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

- ① 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ② 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 候補者が乗用する自動車、船舶等のために要した支出
- ④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出
- ⑦ 供託金

4. 選挙運動員・労務者に対する実費弁償、報酬の支給（支給制限額）

(1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）及び労務者に対して支給できます。実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければなりません。

① 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(エ) 宿泊料（食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 23,000 円

(オ) 弁当料 1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円

ただし、選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの弁当料の制限額から、すでに提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内。

(カ) 茶菓料 1 日につき 1,000 円

② 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃、船賃、車賃 ①の（ア）（イ）（ウ）に掲げる額

(イ) 宿泊料（食料を含まない） 1 夜につき 20,000 円

(2) 報酬の支給

報酬は、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に限り支給できます。

この事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇入れた者をいい、総括主宰者、出納責任者など選挙運動について中核となって企画する者や、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

① 選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に支給することができる報酬の額

(ア) 事務員 1 人 1 日につき 15,000 円以内

(イ) 車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者 1 人 1 日につき 20,000 円以内

なお、いずれも超過勤務手当を支給することはできません。

② 選挙運動のために使用する労務者に支給する報酬の額

(ア) 基本日額 10,000 円以内

(イ) 超過勤務手当 1 日につき上記の基本日額の 5 割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いた額を支給しなければなりません。

- ③ 事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対して報酬を支給できる人数及び届出

(ア) 人数

八雲町長選挙 1日につき9人まで (延べ45人まで)

八雲町議会議員選挙 1日につき7人まで (延べ35人まで)

※延べ人数を超えない範囲において異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

(イ) 届出

事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者を使用する前に文書で選挙管理委員会に届け出なければならず、届け出ていない者に対しては報酬を支給することはできません。

5. 選挙運動費用の制限

選挙運動のために使い得る費用の法定制限額は、告示日の選挙人名簿登録者数を基に算出されます。(100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。)

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制の適用により候補者の当選も無効となり、立候補の制限が課せられるので特に注意してください。

(1) 八雲町長選挙

告示日における 選挙人名簿登録者総数 (A)	人数割額 (B)	固定額 (C)	法定制限額 (A)×(B)+(C)
人	110円	1,300,000円	円

(2) 八雲町議会議員選挙

告示日におけるその 選挙区内の選挙人名 簿登録者総数 (A)	その選挙区内 の議員定数 (B)	人数割額 (C)	固定額 (D)	法定制限額 (A)÷(B)×(C)+(D)
人	14人	1,120円	900,000円	円

6. 選挙運動に関する収入・支出の報告書の提出と公表

(1) 収支報告書の提出の方法

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を選挙管理委員会へ提出しなければなりません。領収書を受け取ることができなかった事情がある場合は、「領収書を徴し難い事情があった

支出の明細書」を添付しなければなりません。

(2) 提出期限

- ① 選挙期日の告示の日前まで、選挙期日の告示の日から選挙の期日まで、選挙の期日後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から 15 日以内に提出しなければなりません。
- ② ①の精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から 7 日以内に提出しなければなりません。

(3) 収支報告書の公表

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、報告書の要旨を公表しなければなりません。また、報告書は受理された日から 3 年間保存され、この間はだれでも閲覧の請求ができます。

(4) 帳簿・書類等の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を、報告書提出の日から 3 年間保存する義務があります。

V 寄附の禁止

(1) 候補者等の寄附の禁止

候補者等（候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者）は、選挙に関する可否を問わず、又、時期のいかんを問わず、選挙区内の者に対して、どのような名目であっても寄附をすることはできません。

ただし、次の場合は例外として除かれています。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合（候補者等の後援団体の場合は一定の制限がある。）
- ② 候補者等の親族（6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族）に対してする場合
- ③ 候補者等が、もっぱら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

ただし、講習会等であっても、その選挙区外で行われるもの、7 月 24 日から 10 月 19 日までの間に行われるものは、実費の補償をすることができません。

(2) 候補者等を名義人とする寄附の禁止

候補者等以外の者が、候補者等を寄附の名義人とし、選挙区内にある者に対してする寄附は、次の場合を除いて禁止されています。

- ① 候補者等の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）に対してする場合
- ② 候補者等が、もっぱら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合。

(3) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内の者に対し、どのような名目であっても、候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません。

(4) 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、選挙区内にある者に対してどのような名目であっても寄附をすることはできません。

(5) 後援団体に関する寄附の禁止

- ① 後援団体は、選挙区内の者に対して次の場合を除いて、どのような名目であっても寄附してはなりません。
 - (ア) 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
 - (イ) 候補者等（当該後援団体が支持・推薦する候補者等）に対してする場合
 - (ウ) 後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関しする場合※設立目的により行う行事等にする寄附であっても、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び7月24日から10月19日にされるものは禁止。
- ② 何人も後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、7月24日から10月19日までの間、選挙区内の者に対して、選挙に関すると否とにかかわらず供応接待又は金銭若しくは記念品その他の物品の供与は禁止されています。
- ③ 候補者等は、7月24日から10月19日までの間、自分の後援団体に対し寄附してはなりません。

VI 当選後の問題

- (1) 当選人が定まった場合は、選挙管理委員会から当選の告知がされ、当選証書が付与されます。当選証書の付与は、10月20日（月）午前10時から、八雲町役場議員控室で行います。

当選人は、有効投票の最多数を得た者をもって順次当選人となりますが、次の得票（法定得票数）がなければなりません。

- ① 八雲町長選挙 有効投票総数×1／4以上
- ② 八雲町議会議員選挙 有効投票総数÷14×1／4以上

- (2) 請負関係がある者

八雲町に対して請負関係にある者は、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ当選を失います。

- (3) 兼職禁止の職にある者

兼職禁止の職にある者が当選したときは、当選告知を受けたときに兼職禁止の職を辞したものとみなされて当選が確定します。

- (4) 当選御礼のあいさつにも制限がある

選挙の期日後であっても、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次のことをする行為は、禁止されています。

- ① 選挙人に対して戸別訪問すること。
- ② 文書図画を頒布・掲示すること。

ただし、自筆の信書及び当選（又は落選）に関する祝辞（見舞）等に対する答礼のためにする信書（自筆でなくともよい）、並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は許されています。また、文書図画の掲示は一切認められません。

- ③ 新聞、雑誌利用すること。（広告すること。）
- ④ 放送設備を利用して放送すること。
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥ 自動車を連れ、又は隊を組んで往来する等、氣勢を張る行為をすること。
- ⑦ 当選したお礼に、当選人の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

- (5) 供託物の返還

当選又は落選に関係なく、一定の得票を得た場合には、供託物が返還されます。

【町長】 供託物没収点＝有効投票の総数× 1 / 10

【町議】 供託物没収点＝有効投票の総数 / 14 × 1 / 10

返還の手続きは、立候補届出の際に候補者届出書に添付した供託証明書を選挙長から返還してもらい、これを法務局に提出します。この場合、選挙長において供託原因消滅証明書（法定得票数を得たという証明書）を発行しますので、これを添付しなければなりません。

供託物は、出訴期間中及び争訟係属中は返還することができません。

なお、立候補を辞退した場合は、供託金は返還されません。

【別紙１】

八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙における立候補届の受付要領

1 受付の順序

八雲町長及び八雲町議会議員選挙における立候補届の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期すため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

2 選挙長が行うくじの対象者及び方法

(1) くじの対象者

選挙期日の告示日の午前８時までに立候補届のため受付の会場に参集した者を対象とする。

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、取り出したくじ棒の番号をもって立候補届出の受付順序のくじを引く順序とする。

(3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ

くじ棒をくじ箱に入れ、(2)のくじで決めた順序により、順次取り出したくじ棒の番号をもって立候補届の受付順序とする。

3 くじの対象とならなかった者の立候補届の受付順序

くじの対象とならなかった者は、くじによって決定された最後の順序の次の順序とし、２人以上のときは、到着順とする。

4 立候補届の受付順序

①八雲町長選挙 ②八雲町議会議員選挙

5 周知方法

受付要領等については、受付事務を行う場所に掲示し、次により周知する。

(1) 本庁、熊石総合支所及び落部支所の掲示板に掲示文（別紙）を掲示する。

(2) 立候補予定者説明会において説明する。

(掲示文)

八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙に立候補される方へ（お知らせ）

令和7年10月19日執行の八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙の立候補届の受付は、次の要領で行いますので、お知らせします。

記

1 受付日時

令和7年10月14日（火） 午前8時30分から午後5時まで

2 受付場所

八雲町役場 議員控室

3 受付順序

令和7年10月14日の午前8時までに上記の場所に参加された方の受付順序は、選挙長が行うくじにより決めます。

午前8時以降に到着された方の順序は、くじにより最後の順序と決められた方の次（2人以上のときは到着順）となります。

4 その他

詳細については、八雲町選挙管理委員会事務局におたずねください。

令和7年9月3日

八雲町選挙管理委員会

【別紙2】

選挙立会人となるべき者を決定するくじを行う要領

令和7年10月19日執行の八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙の選挙立会人となるべき者を決定するくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 令和7年10月16日（木） 午後5時30分
場 所 八雲町役場 選挙管理委員会事務室

2 くじを引く選挙の順番

（1）八雲町長選挙 （2）八雲町議会議員選挙

3 くじの対象者及びくじの方法

（1）くじの対象者（公職選挙法第76条準用第62条）

選挙の期日の告示の日から選挙の期日前3日（10月16日（木）午後5時）までに届出があった者で公職選挙法第62条に該当した場合

【くじを引く条件】別紙

（2）くじの方法

上記の届出順に、くじシステムの名簿を作成し、システムによる抽選番号で10人を決定する。

4 くじを施行する者及び立会人

（1）八雲町長選挙選挙長及び八雲町議会議員選挙選挙長が順次施行する。

（2）八雲町選挙管理委員会委員及び事務局長又は書記が立会する。

【くじを引く条件】

公職選挙法第 76 条において準用する同法第 62 条（選挙立会人）

選挙立会人 . . . 一候補者に 1 人

- く
じ
を
引
く
順
序
- ①
 - ・ 10 人を超えないこと
 - ・ 10 人を超えるとき . . . くじ . . . 10 人まで
 - ②
 - ・ 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者 . . . 2 人まで
 - ・ 同上 . . . 3 人以上のとき . . . くじ . . . 2 人まで
 - ③
 - ・ 3 人以上いなければならない . . . （最低 3 人）
 - ・ 3 人を欠く場合 . . . 選挙長が選任する。

【別紙 3】

選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う要領

令和 7 年 10 月 19 日執行の八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火） 午後 5 時 30 分

場 所 八雲町役場 選挙管理委員会事務室

2 くじを引く選挙の順番

（1）八雲町長選挙 （2）八雲町議会議員選挙

3 くじの対象者及びくじの方法

（1）くじの対象者

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
第 3 条第 1 項の規定による申請書を提出した者

（2）くじの方法

上記の掲載申請書を提出した順に、くじシステムの名簿を作成し、システムによる抽選番号をもって選挙公報の掲載文の掲載順序とする。

4 くじを施行する者及び立会人

（1）八雲町選挙管理委員会委員長が順次施行する。

（2）八雲町選挙管理委員会事務局長及び書記が立会する。

【別紙 4】

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設
(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の 面 積 m ²	聴衆席収容 見込人員数 人
平 7. 2. 20	二海郡八雲町 落部333番地	落部レクリエーションセンター	落部連合町内会会長	181	200
平 8. 5. 8	同 熊石館平町111番地	八雲町熊石総合センター	八雲町長	444	888
同	同 熊石泊川町136番地	熊石泊川児童館	相沼泊川防犯街路灯ほか管理組合組合長	118	236
同	同 熊石見日町217番地	熊石見日生活改善センター	熊石防犯街路灯ほか管理組合組合長	70	140
同	同 熊石鮎川町148番地2	熊石鮎川生活館	同	118	236
同	同 熊石平町49番地2	熊石平生活改善センター	同	118	236
同	同 熊石畳岩町66番地3	熊石畳岩振興会館	同	100	200
同	同 熊石鳴神町110番地1	熊石鳴神生活改善センター	同	90	180
同	同 熊石西浜町147番地1	熊石西浜振興会館	同	102	204
平 8. 5. 13	同 黒岩644番地47	黒岩会館	黒岩町内会会長	132	150
同	同 内浦町191番地1	八雲町消防本部第 1 会議室	八雲町消防長	173	150
同	同 出雲町60番地10・60番地187	出雲町会館	南出雲町連合町内会会長	82	90
同	同 豊河町4番地66	豊河町会館	豊河町親睦会会長	57	70
同	同 野田生199番地1・200番地1・215番地2	野田生会館	野田生中央町内会会長	144	160
同	同 花浦221番地1・222番地1	花浦山会館	花浦農業組合長	67	80
同	同 栄浜113・114番地	栄浜会館	栄浜町内会会長	119	120
同	同 鉛川24番地1	鉛川会館	鉛川町内会会長	49	60
同	同 野田生401番地5	柏沼会館	柏木農業組合長	66	80
同	同 上八雲296番地3	上八雲会館	上八雲町内会会長	69	60

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設
(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の 面 積 m ²	聴衆席収容 見込人員数 人
同	同 豊河町11番地4	内浦町 1 区会館	内浦 1 区町内会会長	72	90
同	同 下の湯95番地2	下の湯会館	下の湯町内会会長	57	70
同	同 落部631番地13	川向会館	落部10区町内会会長	77	90
同	同 内浦町163番地1	内浦生活館	内浦 2 区町内会会長	178	120
同	同 富士見町191番地1	東部児童会館	東部合同町内会会長	143	160
同	同 山崎309番地	山崎 2 区会館	山崎農事組合長	74	80
同	同 立岩309番地1	立岩会館	立岩 1 区町内会会長	99	100
同	同 三杉町25番地21	三杉町会館	三杉町会館運営委員会委員長	58	60
同	同 春日37番地1	春日地区生活改善センター	春日 1 区農事組合長	70	80
同	同 入沢196番地1	入沢会館	入沢町内会会長	62	70
同	同 立岩65番地10	立岩 2 区会館	立岩 2 区町内会会長	64	70
同	同 上の湯173番地1	上の湯会館	上の湯町内会会長	66	70
同	同 浜松266番地2	浜松地区生活改善センター	浜松農事組合長	69	80
同	同 出雲町60番地13	八雲町民センター	八雲町教育長	383	800
同	同 落部875番地1	八雲町落部町民センター	八雲町長	368	800
同	同 花浦387番地6	花浦 1 区会館	花浦 1 区町内会会長	57	70
同	同 元町61番地5	元町会館	元町町内会連合会会長	57	70
同	同 桜野45番地3	赤笹会館	桜野 1 区町内会会長	66	80
同	同 春日429番地3	春日会館	春日農事組合長	49	50
同	同 山崎139番地3	山崎 1 区会館	山崎 1 区自治会会長	72	90

公営施設使用の個人演説会等会場指定施設
(公職選挙法第161条第1項第3号)

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設管理者名	聴衆席の 面 積 m ²	聴衆席収容 見込人員数 人
同	同 東野155番地3	東野 1 区会館	東野 1 区町内会会長	105	120
同	同 野田生851番地4	大木平会館	野田生 5 区町内会会長	44	50
同	同 大新143番地2	大新会館	大新農事組合長	72	80
同	同 山越205番地1	山越中央会館	山越地域町内会会長	81	100
同	同 東町42番地2・42番地6・44番地	東部生活館	八雲町長	165	180
平11. 1. 27	同 栄町13番地1	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ	同	671	700
平27. 2. 4	同 熊石雲石町135番地2	八雲町ふれあい交流センターくまいし館	同	325	300
令 4 . 6 . 1	同 熊石相沼町194番地	熊石相沼和みの家	相沼泊川防犯街路灯ほか管理組合組合長	101	100
令 6 . 6 . 3	同 東野469番地 3	東野ふれあいプラザ	東野中央会館運営委員会委員長	111	150
令 7 . 4 . 1	同 熊石関内町83番地	熊石関内交流センターまなびあん	熊石防犯街路灯ほか管理組合組合長	105	210

【別紙 5】

投票記載所の候補者氏名等掲示順序の決定のくじを行う要領

令和 7 年 10 月 19 日執行の八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙の投票記載所の候補者氏名等掲示順序の決定のくじを行う要領を、次のとおり定める。

1 くじの施行の日時・場所

日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火） 午後 5 時 30 分
場 所 八雲町役場 選挙管理委員会事務室

2 くじを引く選挙の順番

（1）八雲町長選挙 （2）八雲町議会議員選挙

3 くじの対象者及びくじの方法

（1）くじの対象者

選挙長より立候補届出者の通知を受けた者

（2）くじの方法

立候補届出受理番号の順に、くじシステムの名簿を作成し、システムによる抽選番号をもって候補者氏名等掲示の順序とする。

4 くじを施行する者及び立会人

（1）八雲町選挙管理委員会委員長が順次施行する。

（2）八雲町選挙管理委員会事務局長及び書記が立会する。